

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260714製局第1号
令和8年7月28日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和8年7月14日付け警察庁丙組組一発第67号及び警察庁丙備企発第58号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和8年7月14日付け外務省告示第230号及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和8年7月14日付け国家公安委員会告示第31号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が解除されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

【連絡先】

責任者：製造産業局生活製品課長

担当者：尾畑、山下

電話：03-3501-0969

メール：bzl-seikatsuseihinka-nichiyouhin@meti.go.jp

機 密 性 1

警 察 庁 丙 組 組 一 発 第 67 号
警 察 庁 丙 備 企 発 第 58 号
令 和 8 年 7 月 14 日

金 融 庁 総 合 政 策 局 長
金 融 庁 企 画 市 場 局 長
金 融 庁 監 督 局 長
総 務 省 自 治 行 政 局 長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財 務 省 大 臣 官 房 総 括 審 議 官
財 務 省 国 際 局 長
国 税 庁 次 長
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
（ 新 事 業 ・ 食 品 産 業 ）
農 林 水 産 省 経 営 局 長
経 済 産 業 省 製 造 産 業 局 長
経 済 産 業 省 商 務 ・ サ ー ビ ス 審 議 官
中 小 企 業 庁 長 官
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 214）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 8 年 7 月 14 日付け外務省告示第 230 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和 8 年 7 月 14 日付け国家公安委員会告示第 31 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する

財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正によって更新された制裁対象者リストについて該当する顧客の有無を直ちに確認し、その結果、該当する顧客を把握した際には、同顧客の資産に移動が生じないよう必要な措置を執り、当庁警備局警備企画課（電話：03-3581-0141）へ報告することについて周知していただくとともに、I S I Lその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・タリ国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対

○外務省告示第二百三十号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和八年外務省告示第二百九
十六号を含む関係の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第二百三
十号に基き、設立された各理事会委員令和八年七月八日に決した決定
等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号
八(c)、第千三百九十号1(a)、第千二百五十三号2(a)及び第
千二百五十五号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一
部に改正する。

別令和八年七月十四日
の次のように改める。

外務大臣 茂木 敏充

(別表)

801. ハミータ・ナバガラ

HAMIDA NABAGGALA

(original script: حميدة ناباجالا)

国連参照番号：QDi.439

生年月日：1989/2/23

出生地：ウガンダ

Uganda

確定に十分でない別名：ナバッガラ；ナバッガカ；ハミータ；ハミータ

Nabaggala; Nabaggaka; Hamida; Hamidah

国籍：ウガンダ

Uganda

身分登録番号：ウガンダ ID 番号 CF89095102DDAE (2025 年 3 月 27 日に失効)

住所等：Democratic Republic of the Congo

リスト掲載日：2026 年 3 月 30 日 (2026 年 7 月 8 日に改訂)

その他の情報：中央アフリカにおける ISIL の資金調達チャネルで仲介役を務め、2021 年にウガンダの首都カンパラで発生した爆破事件への資金提供の罪で起訴され、ウガンダにいる自身の 3 人の子どもをコンゴ民主共和国にある ISIL のキャンプへ行かせるため、彼らに行くよう強要しようとした。性別：女性。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>.

国家公安委員会告示（３条関係・変更）件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第三十一号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月十四日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

- 1 名簿記載者公告番号QI-311（ハミダ・ナバガラ（HAMIDAH NABAGALA(original script: حميدة ناباجالا)

(1) 変更前

氏名 ハミダ・ナバガラ（HAMIDAH NABAGALA(original script: حميدة ناباجالا)

生年月日 1996年3月9日

旅券番号 ウガンダ旅券 A00044599 (2029年3月19日に失効)

名簿に記載された年月日 2026年3月30日

その他参考となるべき事項 中央アフリカにおけるISILの資金調達チャネルで仲介役を務め、2021年にウガンダの首都カンパラで発生した爆破事件への資金提供の罪で起訴され、ウガンダにいる自身の3人の子どもをコンゴ民主共和国にあるISILのキャンプへ行かせるため、彼らに行くよう強要しようとした。性別：女性。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>.

(2) 変更後

氏名 ハミータ・ナバガラ (HAMIDA NABAGGALA(original script: حميدة ناباجالا))

生年月日 1989年2月23日

旅券番号 不明

名簿に記載された年月日 2026年3月30日 (2026年7月8日に改訂)

その他参考となるべき事項 中央アフリカにおけるISILの資金調達チャネルで仲介役を務め、2021年にウガンダの首都カンパラで発生した爆破事件への資金提供の罪で起訴され、ウガンダにいる自身の3人の子どもをコンゴ民主共和国にあるISILのキャンプへ行かせるため、彼らに行く

よう強要しようとした。性別：女性。ウガンダID番号：CF89095102DDAE（2025年3月27日に失効）。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>.